

各 { 都 道 府 県 }
 { 指 定 都 市 } 児童福祉主管部(局)長 殿
 { 児童相談所設置市 }

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

児童相談所及び市町村の職員研修の充実について

児童福祉施策の推進については、平素より御尽力をいただき感謝申し上げます。

さて、児童相談所及び市町村(児童家庭相談担当)では、様々な児童家庭問題に対応しているが、特に、増加する児童虐待問題には迅速かつ的確な対応が求められており、児童福祉司、児童心理司及び市町村児童家庭相談担当職員(以下「児童福祉司等」という。)の役割はきわめて重要である。

このことは、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会がまとめた「子どもの死亡事例等の検証結果等について」において繰り返し資質の向上策を講じることが提言されていること及び今般、総務省が実施した政策評価(統一性・総合性評価)による「児童虐待の防止等に関する政策評価書」(平成24年1月20日公表)において児童相談所及び市町村における担当者の資質の向上について勧告されたことを踏まえ、早急に対策を講じなければならない。

このため、児童福祉司等に対する研修について下記のとおり定めたので、貴自治体における研修の企画に当たっての参考としていただくとともに、管内の市区町村に対して本通知の周知をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

1 趣旨

児童福祉司等への研修は、自治体の児童家庭福祉を担う人材養成の柱であり、各自治体が主体的に取り組むべきものである。

その方策としては、新任時から中堅、指導者クラスに至るまでの間、各種の体系的な研修を実施し、個々人の能力を高め、組織の対応力の確保及び向上を図ることが必要である。

このため、本通知では、各自治体における効果的な研修の企画に資するよう、特に重要と考えられる新任時の研修について最低限盛り込むべき研修の内容や実施方法について示すので、各自治体においては、以下の内容を踏まえた研修をOJTを組み合わせる計画的に行うようお願いする。また、職務遂行能力の向上には、日々の業務を通じてのOJTを積極的に活用することが重要であり、OJTを実施できる環境を整えることが必要である。

中堅、指導者クラスへの研修についても、職務遂行能力の向上だけでなく、OJTを活用した部下の育成等に資するよう、他の自治体に派遣しての研修、研修機関等で実施される研修等も活用するなどにより積極的な研修の実施に努めるようお願いする。

(参考)

- ・地方公務員法(昭和25年法律261号)第39条
- ・児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第4条第3項

2 研修プログラム策定の基本的な考え方

(1) 児童福祉司に対する研修

児童福祉司については、児童福祉法(昭和22年法律164号)第13条第2項の資格要件を満たす人材を任用することとされ、児童虐待への対応はもとより非行、障害、養護などの各般の相談に関して、問題の本質を迅速かつ確に把握・診断し、援助方針の策定、援助の実施、関係機関との協働等の業務の中心的役割を担う。このため、児童福祉に加えて幅広い知識や実務能力を備えることが求められる。

こうした専門性については、大学等において社会福祉援助技術を習得した者であれば一定水準以上の能力を有していると考えられるが、その様な専門性を有していない人材が任用されることも少なくない現状にある。このため、児童福祉司が実務を行うに当たって必要最低限の知識を備えるための新任児童福祉司研修プログラム(別添1)を策定したので、各自治体における新任時の研修の企画に当たって活用されるようお願いする。

(2) 児童心理司に対する研修

児童心理司については、児童福祉法第12条の3第4項の資格要件を満たす人材を任用することとされ、個々の児童の心理支援ニーズの把握はもとより、そのニーズが発生することとなった保護者や家庭内の要因の分析、その上で児童や保護者への心理療法の実施等の業務を行うための専門性を備えることが求められる。

こうした専門性については、大学等において心理学を専修した者であれば一定水準以上の能力を有していると考えられるが、より高い専門性の確保策を積極的に講じる必要がある。

このため、児童心理司が実務を行うに当たって知識を向上させるための新任児童心理司研修プログラム（別添2）を策定したので、各自治体における新任時の研修の企画に当たって活用されるようお願いする。

(3) 市町村の児童家庭相談担当職員に対する研修

市町村の児童家庭相談担当職員（以下「市町村相談職員」という。）は、児童福祉法第10条第4項の規定に基づき、及び、「市町村児童家庭相談援助指針について」（平成17年2月14日雇児発第0214002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において「児童福祉司たる資格を有する職員や保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員等の専門職を配置する。」とされていることを踏まえ、適切な人材を任用する必要がある。市町村相談職員は、児童及び妊婦の福祉に関し、必要な実情の把握や情報提供、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うことから、児童福祉行政はもとより母子保健行政等の幅広い知識や実務能力を備えることが求められる。

こうした専門性については、大学等において社会福祉援助技術を習得した者であれば一定水準以上の能力を有していると考えられるが、その様な専門性を有していない人材が任用されることも少なくない現状にある。このため、市町村相談職員が実務を行うに当たっての必要最低限の知識を備えるための新任相談職員研修プログラム（別添3）を策定したので、各自治体における新任時の研修の企画に当たって活用されるようお願いする。

3 研修の実施方法について

(1) 研修の企画及び実施の主体

児童相談所職員の研修については、児童福祉主管課室等が中心となり、別添1及び2に掲げる研修領域及び研修目標（以下「研修領域等」という。）を参考として企画し、実施するものである。

また、市町村相談職員の研修については、児童福祉法第11条第1項第1号に基づ

き、都道府県が市町村職員の研修その他必要な援助を行うこととされていることから、都道府県と市町村の協働により企画、実施されたい。

なお、研修の対象者で、社会福祉士資格を有する者、研修会や大学等において別添1～3に掲げる研修領域等を既に学習した者については、必要に応じて受講項目の免除を行うなど効率的な実施に努められたい。

(2) 研修領域等

それぞれの研修に最低限盛り込むべき内容は、別添1～3のとおりである。

各研修領域等の研修時間数については、特段定めていないが、専門職としての資質の向上を図るための研修であることに留意して適切に定められたい。

(3) 研修の形式

研修は、講義、演習、ロールプレイ等により効果的に実施できるよう工夫に努めること。

4 その他

本通知による研修については、安心子ども基金の事業として実施して差し支えない。

また、国においては、児童福祉司等の資質向上を図るため、(福)横浜博萌会の子どもの虹情報研修センターが実施する研修事業（新任児童相談所長研修、児童福祉司スーパーバイザー研修及び児童心理司スーパーバイザー研修、都道府県等が実施する児童虐待等の研修講師等を養成するための研修等）に補助を行っている。各自治体においては、これらの研修会に職員が参加する機会を積極的に設けるよう努められたい。

新任児童福祉司研修プログラム

研修領域	研修目標	主な内容	
関係法令・制度の理解	児童福祉の基本法令・制度	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司、児童相談所の設置根拠 市町村の業務、要保護児童対策地域協議会の業務 児童相談所の業務 措置に関する規定 立入調査、一時保護等の規定 	
	児童虐待防止法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の予防、初期介入、保護者指導 児童福祉法との関連 	
	少年法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 触法少年の送致、ぐ犯少年の通告 家庭裁判所の仕組み 	
	児童買春・児童ポルノ禁止法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの保護における役割 	
	母子保健法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 各種健診 	
	児童の権利条約の理解	<ul style="list-style-type: none"> 条約の内容と国内法との関係 子どもの意見を表明する権利 	
	民法等の家事事件関連法令・制度	<ul style="list-style-type: none"> 親権、後見人と児童相談所の申立 養子縁組 養子の就籍手続き 家事審判における手続き 	
	障害児関連法令・制度	障害者自立支援法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 障害児への福祉サービス 障害児施設への入所
		知的障害者福祉法等の理解	<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳制度 特別児童扶養手当制度 15歳以降の児童相談所との関係
		身体障害者福祉法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 15歳以降の児童相談所との関係
精神保健福祉法の理解		<ul style="list-style-type: none"> 精神病院への入院 	
発達障害者支援法の理解		<ul style="list-style-type: none"> 対象者 	
福祉一般に関する法令・制度	生活保護法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の対象家庭 	
	社会福祉法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所 	
	母子寡婦福祉法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所 母子自立支援員 	
その他の関連法令・制度	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の理解	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センター 児童虐待防止法の定義との関係 	
	売春防止法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 婦人相談所 	
	学校教育法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 就学、転校手続き 特別支援教育 	

研修領域	研修目標	主な内容
児童家庭福祉	理解	<ul style="list-style-type: none"> 理念、児童福祉体系の理解
	子どもの心身の成長発達と保護者の心理の理解	<ul style="list-style-type: none"> 胎生期から思春期の子どもの変化 心の変化（発達心理学） 障害児、発達障害児 保護者の心理
社会福祉援助技術	理解	<ul style="list-style-type: none"> 問題点の把握方法 問題解決の方法
児童相談所の運営に関する知識・技術	児童相談所の運営方法、運営の実際の理解	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の役割、機能 児童相談所の権限 通告、相談の受理 各調査、診断、判定 援助方針の決定、実行 市町村支援の実際 面接の基本原則 面接の実技演習、記録 社会調査の技法、家庭訪問と調査技術 児童福祉司指導、保護者指導の技法 関係機関の活用術 コミュニケーションの技術（保護者に対する一時保護、施設入所措置、援助方針等の説明、告知の手法等） 協力依頼、斡旋の方法 援助指針の策定 自立支援計画と援助指針の関係
		児童虐待の理解
	守秘義務、個人情報保護と情報開示に関する理解	<ul style="list-style-type: none"> 通告者の秘匿 児童記録の守秘義務 情報開示請求への対応
	触法少年の理解と対応方法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 触法少年の理解、対応 家庭裁判所、鑑別所の機能 警察との連携
	不登校、引きこもり児童の理解と対応方法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 不登校、引きこもりの理解 メンタルフレンド等の事業 学校、教育委員会との連携
	危機管理の意識の醸成と対応方法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への対応の原則、保護者からの攻撃への対応 マスコミへの対応
	外国人への対応方法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 対応の基本 入国管理局との連携

研修領域	研修目標	主な内容
市町村児童家庭相談	・市町村の業務と役割の理解 ・要保護児童対策地域協議会の業務と運営方法の理解	・市町村の役割と児童家庭相談の実務 ・市町村と児童相談所の役割分担 ・要保護児童対策地域協議会の役割、機能 ・要保護児童対策地域協議会との協働
児童福祉施設	・児童福祉施設の種類と運営内容の理解	・各施設の機能 ・措置児童等権利擁護制度 ・措置費及び運営費の仕組み ・児童福祉施設最低基準
里親	・里親制度の理解	・里親制度 ・里親の支援 ・発達における愛着形成の重要性 ・パーマネンシーの重要性
障害児施策	・施策の理解	・障害児の理解、対応 ・障害児施設の入所の仕組み(各施設の機能、措置と契約)
健全育成施策	・施策の理解	・児童館、放課後健全育成事業 ・地域子育て支援拠点及び一時預かり事業 ・乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業
子どもの発達	・心身の成長・発達の理解	・胎生期から思春期の子どもの身体の変化 ・心の変化(発達心理学)
医学知識	・児童虐待に関する医学情報の理解	・乳幼児の医学知識 ・障害児の医学知識 ・精神疾患の医学知識 ・発達障害児の医学知識
関係機関の理解と連携 関係機関の機能	・教育委員会、学校の役割理解	・教員の役割 ・転校・修学に関する手続き
	・警察の役割理解	・警察の役割 ・児童虐待、少年法における連携 ・虐待者の告発
	・児童委員の役割理解	・児童委員の役割
	・婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの役割理解	・婦人相談所の機能、役割 ・配偶者暴力相談支援センターの機能役割
	・母子保健センター及び保健所の役割理解	・母子保健制度 ・母子保健センターの機能、役割 ・保健所の機能、役割
	・精神保健福祉センターの役割理解	・精神保健福祉センターの機能、役割
	・医療機関の役割理解	・社会調査における留意事項 ・児童虐待対策における連携の留意事項

(別添2)

新任児童心理司研修プログラム

研修領域	研修目標	主な内容
関係法令・制度の理解	児童福祉の基本法令・制度	・児童福祉法の理解 ・児童福祉司、児童相談所の設置根拠 ・市町村の業務、要保護児童対策地域協議会の業務 ・児童相談所の業務 ・措置に関する規定 ・立入調査、一時保護等の規定
	児童虐待防止法の理解	・児童虐待の予防、初期介入、保護者指導 ・児童福祉法との関連
	少年法の理解	・触法少年の送致、ぐ犯少年の通告 ・家庭裁判所の仕組み
	児童買春・児童ポルノ禁止法の理解	・子どもの保護における役割
	母子保健法の理解	・各種健診
	児童の権利条約の理解	・条約の内容と国内法の関係 ・子どもの意見を表明する権利
	民法等の家事事件関連法令・制度	・民法、家事審判法、戸籍法等の理解 ・親権、後見人と児童相談所の申立 ・養子縁組 ・養子の就養手続き ・家事審判における手続き
障害児関連法令・制度	障害児自立支援法の理解	・障害児への福祉サービス ・障害児施設への入所
	知的障害者福祉法等の理解	・療育手帳制度 ・特別児童扶養手当制度 ・15歳以降の児童相談所との関係
	身体障害者福祉法の理解	・身体障害者手帳 ・15歳以降の児童相談所との関係
	精神保健福祉法の理解	・精神病院への入院
福祉一般に関する法令・制度	生活保護法の理解	・生活保護の対象家庭
	社会福祉法の理解	・福祉事務所
	母子寡婦福祉法の理解	・福祉事務所 ・母子自立支援員
その他の関連法令・制度	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の理解	・配偶者暴力相談支援センター ・児童虐待防止法の定義との関係
	売春防止法の理解	・婦人相談所
	学校教育法の理解	・就学、転校手続き ・特別支援教育

研修領域	研修目標	主な内容
児童家庭福祉 社会福祉援助技術 福祉に関する知識・技術	児童家庭福祉 ・理解	・理念、児童福祉体系の理解
	・子どもの心身の成長発達と保護者の心理の理解	・胎生期から思春期の子ども身体の变化 ・心の変化（発達心理学） ・保護者の心理 ・ひとり親家庭の状況
	社会福祉援助技術 ・理解	・問題点の把握方法 ・問題解決の方法
	児童相談所の運営	・児童相談所の役割、機能 ・児童相談所の権限 ・通告、相談の受理 ・各調査、診断、判定 ・援助方針の決定、実行 ・市町村支援の実際 ・面接の基本原則 ・面接の実技演習、記録 ・社会調査の技法、家庭訪問と調査技術 ・児童福祉司指導、保護者指導の技法 ・関係機関の活用術 ・コミュニケーションの技術（保護者に対する一時保護、施設入所措置、援助方針等の説明、告知の手法等） ・協力依頼、斡旋の方法 ・自立支援計画と援助指針の関係
	・守秘義務、個人情報保護と情報開示に関する理解	・通告者の秘匿 ・児童記録の守秘義務 ・情報開示請求への対応
	・心理検査技法の理解	・心理検査の進め方
	・心理診断技法の理解	・心理診断の進め方
	・心理療法の理解	・心理療法の進め方
	・児童虐待の理解	・虐待の種類と理解 ・虐待と心理診断 ・保護者指導の方法、実際 ・虐待のハイリスク要因と対応 ・死亡事例の検証報告書の理解
	・触法少年の理解と対応方法の理解	・触法少年の理解、対応 ・家庭裁判所、鑑別所の機能 ・警察との連携
・不登校、引きこもり児童の理解と対応方法の理解	・不登校、引きこもりの理解 ・メンタルフレンド等の事業 ・学校、教育委員会との連携	
・障害児、発達障害児の理解	・障害児、発達障害児の発達の特徴	
・危機管理の意識の醸成と対応方法の理解	・保護者への対応の原則、保護者からの攻撃への対応	
・外国人への対応方法の理解	・対応の基本 ・入国管理局との連携	

研修領域	研修目標	主な内容
関係機関の機能	市町村児童家庭相談	・市町村の業務と役割の理解 ・要保護児童対策地域協議会の業務と運営方法の理解 ・市町村の役割と児童家庭相談の実務 ・市町村と児童相談所の役割分担 ・要保護児童対策地域協議会の役割、機能 ・要保護児童対策地域協議会との協働 ・児童心理士としての支援
	児童福祉施設	・児童福祉施設の種類と運営内容の理解 ・各施設の機能 ・措置児童等権利擁護制度 ・措置費及び運営費の仕組み ・児童福祉施設最低基準 ・心理療法担当職員との連携
	里親	・里親制度の理解 ・里親制度 ・里親の支援 ・発達における愛着形成の重要性
	障害児施策	・施策の理解 ・障害児施設の入所の仕組み（各施設の機能、措置と契約）
	健全育成施策	・施策の理解 ・児童館、放課後健全育成事業 ・地域子育て支援拠点及び一時預かり事業 ・乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業
	子どもの発達	・心身の成長・発達の理解 ・胎生期から思春期の子ども身体の变化 ・心の変化（発達心理学）
	医学知識	・児童虐待に関する医学情報の理解 ・乳幼児の医学知識 ・障害児の医学知識 ・精神疾患の医学知識 ・発達障害児の医学知識
	関係機関の理解と連携	・教育委員会、学校の役割理解 ・転校・修学に関する手続き ・警察の役割理解 ・警察の役割 ・児童虐待、少年法における連携 ・虐待者の告発
	・児童委員の役割理解	・児童委員の役割
	・婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの役割理解	・婦人相談所の機能、役割 ・配偶者暴力相談支援センターの機能役割 ・DV被害者と子どもの心理状態、行動特徴
・母子保健センター及び保健所の役割理解	・母子保健制度 ・母子保健センターの機能、役割 ・保健所の機能、役割	
・精神保健福祉センターの役割理解	・精神保健福祉センターの機能、役割	
・医療機関の役割理解	・心理調査における留意事項 ・心理療法における連携の留意事項	

新任市町村相談職員研修プログラム

研修領域	研修目標	主な内容
関係法令・制度の理解	児童福祉の基本法令・制度	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司、児童相談所の設置根拠 市町村の業務、要保護児童対策地域協議会の業務 児童相談所の業務 措置に関する規定 立入調査、一時保護等の規定
	児童虐待防止法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の予防、初期介入、保護者指導 児童福祉法との関連
	児童買春・児童ポルノ禁止法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの保護における役割
	母子保健法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 各種健診
	児童の権利条約の理解	<ul style="list-style-type: none"> 条約の内容と国内法の関係 子どもの意見を表明する権利
民法等の家事事件関連法令・制度	<ul style="list-style-type: none"> 民法、家事審判法、戸籍法等の理解 	<ul style="list-style-type: none"> 親権、後見人と児童相談所の申立 養子縁組 養子の就籍手続き 家事審判における手続き
障害児関連法令・制度	障害者自立支援法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 障害児への福祉サービス 障害児施設への入所
	知的障害者福祉法等の理解	<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳制度 特別児童扶養手当制度 15歳以降の児童相談所との関係
	身体障害者福祉法等の理解	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 15歳以降の児童相談所との関係
	精神保健福祉法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 精神病院への入院
	発達障害者支援法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 対象者
福祉一般に関する法令・制度	生活保護法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の対象家庭
	社会福祉法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所
	母子寡婦福祉法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所 母子自立支援員
その他の関連法令・制度	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の理解	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センター 児童虐待防止法の定義との関係
	売春防止法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 婦人相談所
	学校教育法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 就学、転校手続き 特別支援教育

研修領域	研修目標	主な内容
児童家庭福祉	理解	<ul style="list-style-type: none"> 児童家庭福祉の体系、理念
	子どもの心身の成長発達と保護者の心理の理解	<ul style="list-style-type: none"> 胎生期から思春期の子どもの変化 心の変化(発達心理学) 障害児、発達障害児 保護者の心理
社会福祉援助技術	理解	<ul style="list-style-type: none"> 問題点の把握方法 問題解決の方法
市町村児童家庭相談に関する知識・技術	市町村の業務と役割の理解	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の役割と児童家庭相談の実務 市町村と児童相談所の役割分担
	要保護児童対策地域協議会の業務と運営方法の理解	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の役割、機能 要保護児童対策地域協議会との協働
	児童虐待への対応業務の理解	<ul style="list-style-type: none"> 虐待の類型と理解 通告の受理 調査、安全確認 事例の送致 死亡事例検証報告書の理解
	児童虐待防止に関連する事業の理解	<ul style="list-style-type: none"> ペアレントトレーニング等のプログラム 母子保健事業 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業 子育て支援拠点事業 その他子育て支援に関する事業
	守秘義務、個人情報保護と情報開示に関する理解	<ul style="list-style-type: none"> 通告者の秘匿 児童記録の守秘義務 情報開示請求への対応
医学知識	児童虐待に関する医学情報の理解	<ul style="list-style-type: none"> 虐待を受けた乳幼児の特徴
関係機関の機能	教育委員会、学校の役割理解	<ul style="list-style-type: none"> 組織、学校
	保健センターの役割理解	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健事業の実施体制
	児童相談所の役割理解	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の役割、機能 児童相談所の権限 通告、相談の受理 児童虐待対応業務の理解
	婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの役割理解	<ul style="list-style-type: none"> 婦人相談所の機能、役割 配偶者暴力相談支援センターの機能役割
	精神保健福祉センターの役割理解	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉センターの機能、役割
	医師会及び医療機関の役割理解	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待対策における連携
児童福祉施設等の役割理解	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の機能 里親制度の理解 	

母子健康手帳の改正について（児童虐待防止関連部分）

母子健康手帳は、母子保健法に基づき、市町村に妊娠の届出を行った者に交付される。

10年ぶりの大規模な見直しにより、平成24年度から新たな様式が用いられるが、新様式での児童虐待防止に関連する主な事項は以下のとおりであるので、母子保健との連携等に当たり御了知いただきたい。

省令記載部分

- ① 「妊婦の健康状態等」(P2) に次の項目を記載
 - ・「家庭や仕事など日常生活で強いストレスを感じていますか」
 - ・「今回の妊娠に際して、過去の妊娠・分娩に関連して心配なことはありますか」
 - ・「その他心配なこと」
- ② 「妊婦自身の記録」(P4～P7) に、妊婦や配偶者が自身の気持ち等を記載できる欄を大幅に増加
- ③ 月・年齢ごとに設けている「保護者の記録」(産後1か月～6歳)(P18～P40)の全てに次の項目を記載
 - ・「子育てについて気軽に相談できる人はいますか」
 - ・「子育てについて不安や困難を感じることはありますか」

【省令様式掲載 URL】

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H111228N0020.pdf>

任意記載部分

- ① 「すこやかな妊娠と出産のために」(P65) の「出産後の心身の健康」の項に、産後うつに関する記載を充実（「子育てに関する相談」のページから移動）。
- ② 「新生児（生後4週間）までの赤ちゃん」(P72) の「赤ちゃんを激しく揺さぶらないで（乳児揺さぶられ症候群について）」の記載を充実し、「赤ちゃんが泣くのは」との解説も追加（「子育てに関する相談」のページから移動）。
- ③ 「お母さん、お父さんの悩みや子育てに関する相談」(P73) にて、児童相談所を含む相談機関について紹介。

【任意様式掲載 URL】

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T120221N0011.pdf>

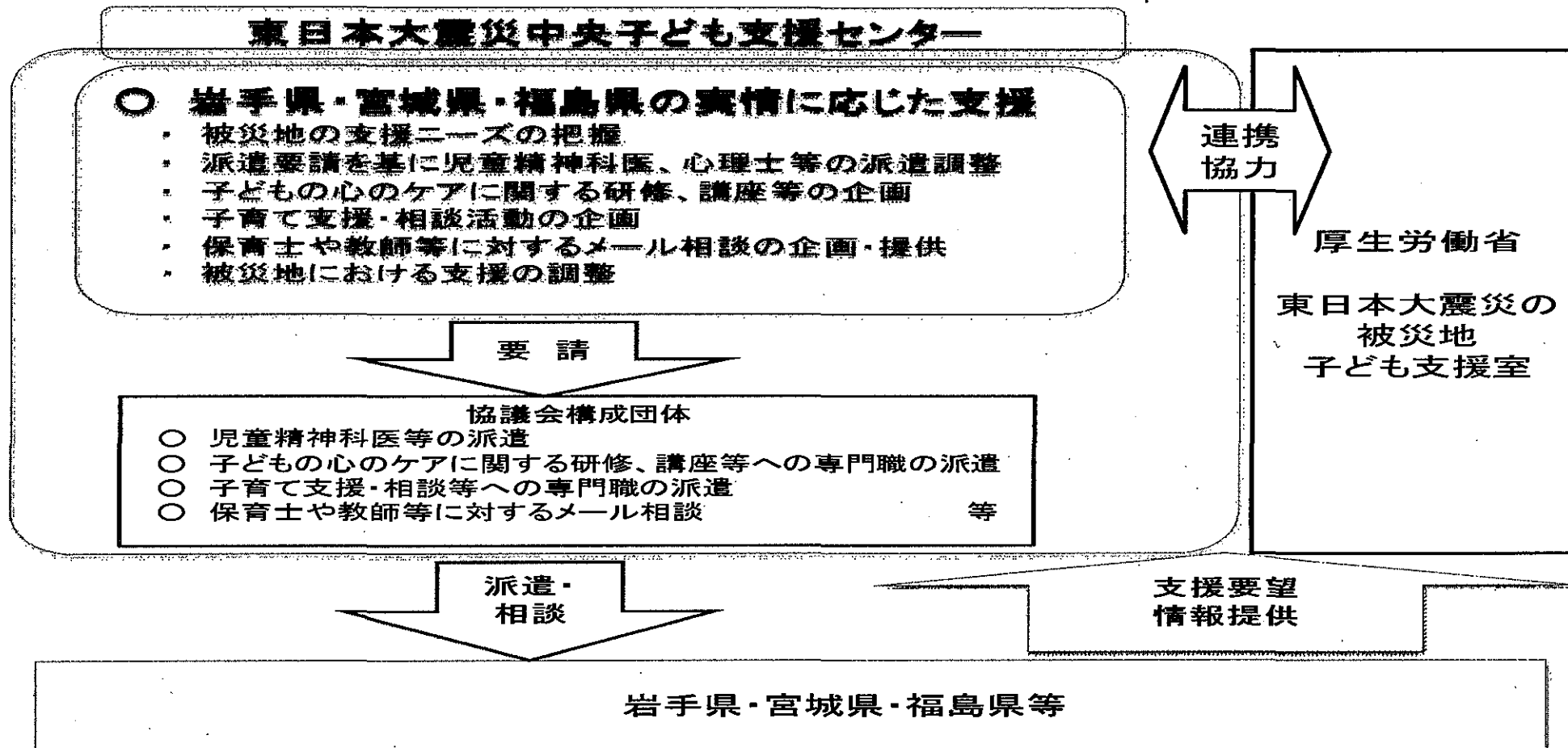
東日本大震災への対応について (子ども・子育て支援の復興に向けた施策ロードマップ)

分野・段階ごとの達成目標 予算措置以外
 予算措置 (23...23年度当初、24...24年度当初、23①、②、③...23年度一次補正、二次補正、三次補正)

		一次・二次補正	三次補正・四次補正	24年度以降～	復興基本方針等
児童福祉施設の復旧・整備	被災した保育所等の児童福祉施設の復旧 (27施設が全壊、11施設が半壊、241施設が一部損壊 (5月13日現在))	子育てを身近な地域で支える基盤の構築 災害復旧費 保育所等土壌入れ替え	子育て支援に関するニーズを把握・推計し、子育て支援サービス基盤を整備 幼保一体化施設、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の一体的な復旧・再生 ・地域の子育て支援体制の将来のあり方を踏まえた復興支援・複合化・多機能化を図りつつ基盤整備	子育て支援に関するニーズを把握・推計し、子育て支援サービス基盤を整備 幼保一体化施設、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の一体的な復旧・再生 ・地域の子育て支援体制の将来のあり方を踏まえた復興支援・複合化・多機能化を図りつつ基盤整備	○関係者の意向を踏まえ、幼保一体化をはじめ、子どもと子育て家庭に良質な成育環境を保障するための先駆的な取組みに対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築する。 ○関係施設の複合化、多機能化を含めた施設の復旧を進める。
	23① 47億円を確保 23② 5億円を確保 23③ 16億円を積み増し(安心こども基金) 23④ 82億円を追加	23③ 16億円を積み増し(安心こども基金) 23④ 安心こども基金の積み増し・延長	23③ 安心こども基金の積み増し・延長 24 復旧・復興枠として8億円を計上		
子ども・子育て支援 ケアが必要な子どもたちへの支援	被災した子どもたちの状況把握 親族里親等の制度やひとり親家庭の支援策についての周知	被災した子どもたちの状況把握 親族里親等の制度やひとり親家庭の支援策についての周知	被災した子どもたちの状況把握 親族里親等の制度やひとり親家庭の支援策についての周知	被災したすべての子どもや子育て世帯の自立に向けた中長期的な支援体制の構築	○両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用する。 ○被災したすべての子どもや子育て世帯について、児童福祉に関わる専門職種の者による相談・援助等の支援、母子家庭に対する貸付等の経済的支援など長期的視点に立った支援を行う。 ○心のケアの支援体制の構築を行う。
	震災孤児・遺児への支援	23① 27億円を積み増し(安心こども基金) 23③ 16億円を追加(母子寡婦福祉資金貸付) 23④ 安心こども基金の積み増し・延長	23③ 16億円を追加(母子寡婦福祉資金貸付) 23④ 安心こども基金の積み増し・延長	23③ 安心こども基金の積み増し・延長 24 復旧・復興枠として8億円を計上	
	震災孤児(両親を亡くした又は両親が行方不明の児童)への支援 震災遺児(ひとり親家庭)への支援 被災した子どもたちへの長期的・継続的な支援	○被災地の児童相談所職員と他県の児童相談所職員がチームを組んで、各避難所を巡回し、現状の把握に努めるとともに、両親を亡くした児童(孤児)の確認や面談、養育と生活に関する親族との話し合いを実施。 ※今回の震災で両親を亡くした又は両親が行方不明の児童は、240人(2月14日現在) ○両親を亡くした児童の多くは親族とともに生活しており、親族里親等の制度も積極的に活用していただけるよう周知し、認定を推進。また、親族が養育できなくなった場合には、養育里親やファミリーホームなどを活用し、できる限り家庭的な環境で養育できるようにしていく方針。 ・親族による里親の認定117件(児童161人)(1月31日現在) ※おじ・おばは里親手当が支給される養育里親に変更(9月1日より)	○今回の震災によりひとり親となった児童(遺児)について、岩手県、宮城県、福島県、仙台市に対し文部科学省と連名で通知を發出し、学校や保育所を通じて把握状況を照会。また、ひとり親家庭が必要な支援を受けられるよう、自治体とともに、年金事務所やハローワークの窓口等に支援策の概要や照会先を記載したチラシを置いて周知するとともに自治体による相談員の設置を安心こども基金で支援。 ※今回の震災で、ひとり親となった児童は、1,360人(2月14日現在)	○孤児、遺児、その他支援が必要な者に対する継続的な支援を実施。 ○厚生労働省の要請により、恩賜財団母子愛育会の日本子ども家庭総合研究所が「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置するとともに、同センターの下に関係する職能団体、学会、専門職の養成校、民間団体等が支援方針について協議を行い、協働して支援活動を展開するための「東日本大震災中央子ども支援センター協議会」を設立。(10月27日)	

東日本大震災中央子ども支援センター等について

○東日本大震災中央子ども支援センター等の取組を通して、東日本大震災に被災した子ども達の健やかな成長をより一層支援することとしているので、今後の活動にご協力をお願いするとともに、積極的な活用をお願いする。



(1) 東日本大震災の被災地子ども支援室

○連絡先: 厚生労働省雇用均等・児童家庭局(代表電話 03-5253-1111)

室長 為 石(内線7796)、室長代理 太 田(内線7797)、児童相談分野担当 八 戸(内線7822)、家庭福祉分野担当 森 泉(内線7884)、健全育成分野担当 富 安(内線7903)、保育分野担当丸 山(内線7919)、母子保健分野担当 杉 田(内線7904)

(2) 東日本大震災中央子ども支援センター

○設置主体: 社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所内

○連絡先: 03-3473-8347(担当者: 有村、永野、白子 info@kodomokatei.info)